

「長岡京市立健幸すぽっと設置条例（案）」に関する意見募集の結果について（報告）

■ 意見募集期間 令和5年7月1日（土）～ 7月23日（日）

■ 意見提出数 15名（19件）

■ 意見の内容とこれに対する市の考え方

	意見の該当箇所	意見の内容（要約）	市の考え方
1	第1条 目的及び設置 第3条 事業	「高齢者」とうたわれている箇所があるが、いくつかを指すのかを分かりやすくするため、60歳以上などとの明記をしてはどうか。	高齢者の年齢については健幸すぽっとの設置根拠となる老人福祉法でも明確な定義がないため、本条例でも高齢者を具体的な年齢で明記するのではなく、別表（第9条関係）温水設備室基本額における満60歳以上または未満による使用料の差として示すなどの表現に留めています。 以上により、第1条及び第3条は原案どおりとします。
2	第1条 目的及び設置	現在では、老人福祉センターが始まった昭和40年とは違い、市内に総合生活支援センターもあり、オンラインでの各種相談、かかりつけ薬局など薬局による健康サポートもあり、新たな健幸すぽっとに相談業務が必要か疑問です。配置したとしてもかなりの高度な人材であり、その能力を十分に活かせる機会があるか疑問です。 現在の竹寿苑の相談業務等の実績等を整理のうえ、相談業務の優先度を検討すべきと考えます。	ご意見を踏まえ、健幸すぽっとにおける事業全体における相談事業の比重を検討しました結果、以下のとおり修正しました。 (修正前) 高齢者に関する各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することで、高齢者の介護予防、社会参画、世代間等の交流及び相互理解に寄与することを目的として、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第15条第5項の規定により、長岡京市立健幸すぽっと（以下「健幸すぽっと」という。）を設置する。 (修正後) 高齢者の健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することで、高齢者の介護予防、社会参画、世代間等の交流及び相互理解に寄与するとともに各種相談へ応じることを目的として、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第15条第5項の規定により、長岡京市立健幸すぽっと（以下「健幸すぽっと」という。）を設置する。
3	第1条 目的及び設置	車椅子を使用している高齢者の利便に配慮し、3階にバリアフリートイレか一般のトイレの方でもよいので車椅子でも入れるスペースの有るトイレを設置して頂くようお願いしたい。3階でサークル活動が行われる予定のようなので、活動中、都度1階に降りるのは煩わしいのではと考える。	すべての使用者にとって利便性を高めることは重要と考えますが、健幸すぽっとは限られた面積のなかでいろいろな機能を備えたスペースを整備しており、ご意見のありました3階へのバリアフリートイレの設置または車椅子でもご使用いただけるトイレスペースの確保、温水設備室の車いすでの使用は、いずれも困難な状況です。また、1階はバリアフリーでの使用を前提としており、みんなのホールの手洗いの個数は、使い方を検討の上、個数を決定したものです。
4	第1条 目的及び設置	共生型福祉施設として機能するか疑問である。バリアフリートイレが2・3階にないこと、温水プール等の場に車椅子利用の高齢者が想定されていない、1階みんなのホールの手洗いの個数等。	健幸すぽっとは、長岡京市の高齢者を中心とする施設として、物理的な配慮を可能な限り考慮した設計としつつ、世代間等の交流及び相互理解を進められるような運用を予定していますことをご理解願います。
5	第2条 名称及び位置	健やかな幸せはあなたの踏み出す一歩から、と考えるため、よい名称である。	評価いただきありがとうございます。他にも多くの方から好印象とお声をいただいています。 以上により、第2条は原案どおりとします。

	意見の該当箇所	意見の内容（要約）	市の考え方
6	第2条 名称及び位置	魅力的な施設になるが、アクセスは不便と考える。アクセスのしやすさを求めたい。	<p>現施設には竹寿苑送迎バスのほか、徒歩、自転車、バイク、家族による送迎、公共交通機関、タクシー等で来館いただいています。健幸すぽっとも同様の立地にあり、できるだけ多くの方にご利用いただくにはアクセス手段の確保が重要と考えています。ご意見いただきました送迎バスのルート設定、駐車場や駐輪場の台数増数、イベント時の特別な対応などについて、今後も検討してまいります。</p> <p>以上により、第2条は原案どおりとします。</p>
7	第2条 名称及び位置	奥海印寺や下海印寺は送迎バスがない。魅力的な施設なので、行きやすい方法を検討して欲しい。	
8	第2条 名称及び位置	駐車場、駐輪場の確保が気にかかる。	
9	第2条 名称及び位置	アクセス課題について、特にイベント時には対応が必要と思う。	
10	第3条 事業	<p>相談業務は不要ではないか、あるいはよろず相談的な機能とし、他の専門機関に繋ぐ機能でいいのではないのでしょうか？</p> <p>それよりも地元企業と連携して、DX化を図り、利用者の日常の健康管理や体調管理、及び施設の効果測定など全国のモデルとなるような先進的な取り組みとして「高齢者のウェルビーイング向上に関する調査研究」をしてはどうでしょうか？</p>	<p>ご意見を踏まえ、健幸すぽっとにおける事業全体における相談事業の比重を検討しました結果、以下のとおり修正しました。</p> <p>なお、ご提案の「高齢者のウェルビーイング向上に関する調査研究」については、今後の運営における参考とさせていただきます。</p> <p>（修正前）</p> <p>健幸すぽっとは、次に掲げる事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 生活、健康等に関する相談 (2) 健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための施設等の提供 (3) 生きがい及び健康づくり並びに介護予防のための講座 (4) 高齢者の社会参画及び世代間等の交流を促進するための活動の支援 (5) その他第1条の目的を達成するために必要なこと。 <p>（修正後）</p> <p>第3条 健幸すぽっとは、次に掲げる事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <u>(1)</u> 健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための施設等の提供 <u>(2)</u> 生きがい及び健康づくり並びに介護予防のための講座 <u>(3)</u> 高齢者の社会参画及び世代間等の交流を促進するための活動の支援 <u>(4)</u> 生活、健康等に関する相談 <u>(5)</u> その他第1条の目的を達成するために必要なこと。

	意見の該当箇所	意見の内容（要約）	市の考え方
11	第4条 職員 第12条 指定管理者による管理	第4条に直営とする記載、第12条では指定管理が運営する記載であり、実際はどうなるのかわかりにくい。	第4条で置くことができるとした職員は、市の直営の場合における市職員を指していますが、健幸すぼっとの持つ「福祉と健康づくりの相乗効果」を最も発揮できるのは民間事業者であると考えていることから、指定管理者制度の導入を予定しています。しかし、指定管理者となる民間事業者の応募がない場合などは、直営で運営する可能性があります。このため、健幸すぼっとは、市の直営となる場合においては市職員の配置を行うため第4条で規定し、指定管理者による運営となる場合においては必要事項を第12条から第15条に規定しています。
12	第4条 職員 第12条 指定管理者による管理	指定管理者が運営する場合、市の職員は配置しないことになるのか、わかりにくい。	以上により、第4条及び第12条は原案どおりとしますが、条例とともに公表予定の解説に、これらの文言を記載します。
13	第4条 職員	看護師資格を有する職員の常駐が必要と考えるため、明記してほしい。	看護師の常時配置が必要とのご意見ありがとうございます。 国が定める「老人福祉センター設置運営要綱」における職員に関する規定では資格種別の定めがないことから、本条例でも看護師に限らず、専門職の具体的な明記の必要はないと考えています。しかしながら、健幸すぼっとの適正な運営のため、また、高齢者のみなさまに安心してご活用いただけるよう、いただいたご意見は今後の人員配置の際の参考とさせていただきます。 以上により、第4条は原案どおりとします。
14	第4条 職員	ここでいう職員とは市の職員のみか、指定管理者の社員やパート、アルバイトを含むのでしょうか？ いずれにしても相談業務を行うために必要な知識や経験を持つ社会福祉士や医師、看護師、薬剤師等の有資格者により相談業務がなされるのか、不明である。	第4条で置くことができるとした職員は、市の直営の場合における市職員を指しています。なお、指定管理者の運営の場合であっても、事業内容に応じた人員配置が必要と考えており、今後の人員配置の際の参考とさせていただきます。 以上により、第4条は原案どおりとしますが、条例とともに公表予定の解説に、これらの文言を記載します。
15	別表（第9条関係）	北のエリアにお風呂がないのは困るのではないかと。 プールがお風呂にならないのか。	現在の施設には浴場がありました（設備故障以降、休止）が、移転再整備後の健幸すぼっとには他の公共施設が有する設備と重複のない、プール機能を備えることとしました。より効果的な健康の増進や積極的な介護予防を期待し、平時はプールとして使用しますが、災害時にはシャワー浴等に使用することを検討しています。

	意見の該当箇所	意見の内容（要約）	市の考え方
16	別表（第9条関係）	60歳以上の使用料はすべて無料にしてほしい。	<p>健幸すぱっとにおいて、使用料が必要な室は監視員の配置を予定している温水設備室のみとし、これ以外に設ける9つの室（講座実施やサークル活動の場所等）には使用料はかかりません。室の使用にあたって特別な人員配置を要する場合には、応益負担を求めることで「高齢者の介護予防、社会参画、世代間等の交流及び相互理解に寄与する」施設の設置目的を達成しようとするものです。</p> <p>なお、健幸すぱっとを指定管理者が運営する場合は使用料（利用料金）についてこの条例で定める額を上限に、いろいろな設定をすることができますので、運営における参考とさせていただきます。</p> <p>以上により、別表（第9条関係）は原案どおりとします。</p> <p>その他の収入面での工夫及び賑わい創出のご意見については、今後の運営における参考といたします。</p>
17	別表（第9条関係）	<p>満60歳以上は、0円にすべきだと思います。</p> <p>今後、高齢者の生活にゆとりがなくなっていくと思われ、バス代等もかかる中で利用が進まなければ本来の目的（高齢者に継続的に運動して頂き、介護認定者を減少させる）を達成できないと考えられます。たとえ100円の料金でも参加する人が減少します。敷地内のスペースで高齢者参加型の野菜等の販売、フリーマーケットを開催し、その売上を市に還元すれば、経営面の補填ができると同時に賑わいが生まれると思います。</p>	
18	別表（第9条関係）	団体利用する部屋は無料としてほしい	
19	別表（第9条関係）	有料化するのには致し方ないと思うが、75歳以上は無料など、メリハリつけてはどうか	